

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する 法律第7条第1項に規定する説明書類

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第7条第1項の規定に基づき、同法第4条から同法第6条までに規定されている方針及び体制の概要に関する事項、並びに同法第4条及び同法第5条の規定に基づく措置の実施状況について公表いたします。

第1 府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

1. 取組み方針

(1) 地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

(2) 貸付条件変更等のお申込みに対して当金庫から条件をご提示する場合には、その内容を可能な限り速やかにお客様にご提示し、十分に説明いたします。

また、やむをえず貸付条件変更等のお申込みをお断りする場合には、その理由を可能な限り、具体的かつ丁寧にお客さまに説明いたします。

(3) 中小企業者のお客さまへの対応

① 貸付条件変更等をお客様と協議する際は、お客様からのご要望に基づき、経営改善計画の策定をご支援いたします。

また、策定された経営改善計画については、当該計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて助言等のご支援をいたします。

② お客様が依頼された事業再生ADR解決事業者より、当該手続きの実施依頼の確認があった場合には、迅速な紛争解決に向けて適切な対応を図ります。

また、株式会社企業再生支援機構からの債権買い取り申込みや、事業再生計画に基づく債権の管理または処分することの同意の求めがあった場合には、適切な対応を図ります。

中小企業再生支援協議会を通じた事業再生手続きに関する要望を受けた場合には、事業の改善や再生の見通しを検証し、適切な対応を図ります。

- ③貸付条件変更等の履歴があることを理由に、新規融資又は新たな貸付条件変更等のお申込みをお断りすることはありません。
- (4) 住宅ローンご利用のお客さまへの対応
お客さまから貸付条件変更等のお申込みをお受けした場合には、お客さまの将来にわたる無理のないご返済に向けて、お客様の財産及び収入の状況を十分に勘案しきめ細かくご相談するなど適切な対応を図ります。

2. 他の金融機関等との緊密な連携

- (1) 他の金融機関からご融資を受けておられるお客さまから、貸付条件変更等のお申込みを受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に他の金融機関と相互に貸付条件等に係る情報を確認し緊密な連携を図ります。
- (2) お客さまが貸付条件変更等をお申込みした他の金融機関（公庫及び信用保証協会を含む）から、お客様の貸付条件変更等に係る情報の照会を受けた場合には、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に適切な対応を図ります。
- (3) お客さまが貸付条件変更等をお申込みした他の金融機関（公庫及び住宅金融支援機構等を含む）が、お客さまの貸付条件変更等のお申込みに応じたことを確認した場合には、できる限り貸付条件変更等に応ずるなど適切な対応を図ります。
なお、(1)～(2)への対応に際しましては、独占禁止法違反行為とならないよう十分留意いたします。

第2 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な体制整備を図っております。

1. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた体制整備

(1) 受付体制の整備

お客さまからの貸付条件変更等に係るご相談やご要望、及びお申込み等に迅速に対応するため、営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。

また、貸付条件変更等に係るご質問やご相談等をお受けする「専用電話」を本部に設置しております。

金融円滑化相談等専用電話 018-866-6171 秋田信用金庫 融資部「金融円滑化チーム」 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(2) 責任者及び担当者の配置

お客さまからの貸付条件変更等に係るご相談やご要望、及びお申込み等に適切に対応するため、「管理責任者」「担当者」を配置しております。

部 署	所 管 名	担 当 者
本 部	金融円滑化管理責任者	融資部 担当理事
	金融円滑化担当者	融資部 金融円滑化チーム
営 業 店	金融円滑化相談窓口責任者	営業店長
	金融円滑化相談窓口担当者	融資役席・融資担当

(3) 貸付条件変更等に係る管理

- ①お客さまからの貸付条件変更等のお申込みにつきましては、営業店の融資担当者が正確かつ詳細に記録するとともに、金融円滑化相談窓口責任者（営業店長）に速やかに報告します。
- ②金融円滑化相談窓口責任者（営業店長）は、報告された内容を的確に捉え、適切な指示・指導を与えるほか、対応状況や進捗状況を適切に管理します。
- ③営業店の対応状況等は、金融円滑化管理部門（金融円滑化チーム）に逐次報告されるほか、これに基づき金融円滑化管理部門が実績管理や必要な指示・指導等を行います。
- ④営業店及び金融円滑化管理部門の対応状況等は、金融円滑化管理責任者（金融円滑化管理部門担当理事）が逐次状況を把握し、必要な指示・指導等を行うほか、定期的又は必要に応じて金融円滑化管理機関（常務会）に報告します。

2. 金融円滑化管理に係る体制と役割

当金庫では、適切なリスク管理体制の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」を策定いたしました。

(1) 理事会

- ①金融円滑化管理に係る最終意思決定機関として、金融円滑化に関する管理方針を定め、本方針に基づき金融円滑化管理規程を策定いたしました。
- ②金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、本管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、金融円滑化管理体制を整備するとともに、必要に応じて管理体制の改善を図ります。

(2) 常務会

- ①常務会は、金融円滑化管理責任者からの報告に基づき、金融円滑化管理に関する重要な事項について協議いたします。
- ②金融円滑化管理方針に基づく金融円滑化管理を行うため、庫内の連絡・報告体制を整備するとともに、必要に応じて管理体制の改善を図ります。

(3) 金融円滑化管理責任者（金融円滑化管理部門担当理事）

- ①金融円滑化管理責任者は、中小企業者からの新規融資や事業性資金に係る貸付条件の変更等に関する相談または申込み、住宅資金借入者からの住宅資金に係る貸付条件の変更等に関する相談または申込みについて適切に対応が行われるよう具体的な施策を実施します。
- ②金融円滑化管理責任者は、関係業務部門及び営業店等に対し、金融円滑化の適切な実施を確保するための具体的な方策を指示し、金融円滑化が適切に行われるよう管理いたします。
- ③金融円滑化管理責任者は、関係業務部門及び営業店等において金融円滑化関連情報を収集し、その内容を分析するとともに、その分析結果をもとに関係業務部門及び営業店等に対し指導監督等を行います。

(4) 金融円滑化管理部門

金融円滑化管理部門を融資部、金融円滑化管理に関する担当部署を金融円滑化チームとし、「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規程」に基づき、金融円滑化管理に関する施策を円滑に実行いたします。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

お客さまからの融資のお申込みや貸付条件変更等のお申込みに係る苦情相談の受付体制

1. 苦情相談窓口

苦情相談等専用電話	018-866-6171
秋田信用金庫 総務部	
(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)	

2. 記録の作成・保存

苦情相談等については、その内容を適切に記録・保存いたします。また、当金庫全体で問題を共有し、改善につとめてまいります。

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

貸付条件変更等を実施した後も、金融円滑化管理部門と営業店が連携し、お客さまの経営改善を支援してまいります。

1. お客さまへのきめ細かな経営改善支援を行うための体制
金融円滑化チームを融資部内に設置し、営業店と連携して、お客さまの経営相談や経営指導及び経営改善にきめ細かく真摯に取り組んでまいります。
2. お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修等の実施
定性的な非財務情報の適正な評価をはじめとして、お客さまの技術力や成長性、収益性等を適切に見極めるため、職員に対し目利き力向上のための集合研修を継続的に実施してまいります。
3. より専門的な視点でお客さまへの経営改善支援等を行うため、公認会計士による企業診断及び経営相談を継続してまいります。
4. お取引先事業所が保有する「強み」を、お取引先とともに見極め、販路開拓（ビジネスマッチング）につながる取組みを行ってまいります。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

当該措置の実施状況につきましては、（別添）別表1から4をご覧ください。

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

当該措置の実施状況につきましては、（別添）別表5から6をご覧ください。

以 上

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21 年12月 末	平成22 年 3月 末	平成22 年 6月 末	平成22 年 9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年 3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	539	1,496	2,772	3,838		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	319	959	1,758	2,389		
うち、実行に係る貸付債権の額	93	720	1,531	2,211		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	4	4		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	226	239	223	115		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	59		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	220	537	1,014	1,449		
うち、実行に係る貸付債権の額	41	321	710	1,072		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	97	97	105	105		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	79	77	106	179		
うち、取下げに係る貸付債権の額	3	42	93	93		

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位: 件)

	平成21 年12月 末	平成22 年 3月 末	平成22 年 6月 末	平成22 年 9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年 3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	68	245	440	585		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	42	155	281	374		
うち、実行に係る貸付債権の数	30	144	271	363		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	3	3		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	12	11	7	7		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	1		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	26	90	159	211		
うち、実行に係る貸付債権の数	7	65	121	169		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	5	5	7	7		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	13	13	16	20		
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	7	15	15		

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年 3月 末	平成22 年 6月 末	平成22 年 9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年 3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付の条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	27	87	233		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	27	87	233		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0		

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位: 件)

	平成21 年12月 末	平成22 年 3月 末	平成22 年 6月 末	平成22 年 9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年 3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付の条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	6	19	22		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	6	19	22		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び別表6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：百万円）

	平成21 年12月 末	平成22 年 3月 末	平成22 年 6月 末	平成22 年 9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年 3月 末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	179	830	1,010	1,185		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	305	544	753		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	23	31	39		
うち、審査中の貸付債権の額	179	412	104	45		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	90	331	348		

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が住宅資金借入者である場合]

（単位：件）

	平成21 年12月 末	平成22 年 3月 末	平成22 年 6月 末	平成22 年 9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年 3月 末
貸付の条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	15	77	98	115		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	27	49	68		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	3	5		
うち、審査中の貸付債権の数	15	38	13	6		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	10	33	36		